

申第15号に対する窓口説明 管理者によるパワハラは「個別 の問題」ではすまされない！

パワハラのない職場をつくるためにも労使協議を開催するべきだ！

10月3日、申第15号『関西支社大阪第二運輸所勝見副所長の「パワハラ」発言に関する抗議と降格を求める申し入れ』の取り扱いについて、会社窓口から説明がありました。会社は「大阪第二運輸所での個別の話であり、また付議事項にあたらなない」として業務委員会の開催をしないと説明しました。

しかし、勝見副所長が組合員に「切腹もんとは思わないのか」と発言したことは事実であり、パワーハラスメントであることは間違いありません。これはパワーハラスメントのない職場をつくるためにも、労使でしっかりと協議すべき問題です。管理者によるパワーハラスメントを「個別の問題」として覆い隠そうとする会社の姿勢は許されるものではありません。本部は会社に対し労使協議の開催を求めましたが、会社の不誠実な姿勢は変わらず対立を確認しました。

申第15号 関西支社大阪第二運輸所勝見副所長の 「パワハラ」発言に関する抗議と降格を求める申し入れ

J R 東海労は、乗務中に個人所有の携帯電話の充電を行っていた大阪第二運輸所分会組合員に対し、関西支社大阪第二運輸所勝見副所長（以下「勝見副所長」）が「切腹もんとは思わないのか」などと、当該組合員に対してパワーハラスメントを行っていた事実を把握した。勝見副所長のこの発言は「死んで罪を償え」と言っているのに等しく、看過できない事態である。関西支社内では他にも、管理者が社員の人権を無視する言動がある。

これらの事態を踏まえ、以下の通り申し入れるので真摯に対応すること。

1. 勝見副所長が「切腹もんとは思わないのか」とＪＲ東海労組合員に迫った事象を明らかにすること。
2. 勝見副所長が「切腹もんとは思わないのか」とＪＲ東海労組合員に迫ったことは、まさしくパワーハラスメントである。会社の見解を明らかにすること。
3. 勝見副所長、大阪第二運輸所所長、関西支社長及び社長は当該組合員に謝罪すること。
4. パワーハラスメントを行った勝見副所長は管理者の資質を持っていない。従って、勝見副所長を管理職から降格すること。

以 上

会社説明

申第15号の申し入れは、大阪第二運輸所での個別の話であり、また付議事項にあたらなため労使協議は開催しない。

主なやり取り

組合：本部・本社では労使協議を行わないと言うが、地方では協議するのか。

会社：それは地方の判断だ。

組合：勝見副所長が組合員に対して「切腹もんとは思わないのか」と言ったのは事実と認識しているか。

会社：ここでは議論しない。

組合：勝見副所長のパワハラ発言は事実である。本人に謝罪すること。

会社：議論しない。

組合：パワハラ発言について会社から勝見副所長に指導したのか。

会社：事実かどうかわからないので議論しない。

組合：この問題は重大なことだ。本部・本社間で労使協議を開催すること。

会社：一現業機関で発生した個別の話であり、付議事項でもないので本社・本部での協議にはならない。

組合：対立を確認する。

以 上